

平成30年度農地中間管理事業貸付年間スケジュールの概要

1 通常期（定期）

通常期（定期）を5回設定（1回の公募から貸付開始までは、3か月サイクル）する。

<資料の提出期限>

配分計画案等の提出期限は以下のとおりとし、遅れた場合は次期申請扱いとする。

<スケジュール>

通常期	貸付開始日	資料の提出期限	借受希望者の公表	市町村公告
I期	30年6月1日	4月2日	4月中旬	4月末まで
II期	30年8月1日	6月1日	6月中旬	6月末まで
III期	30年10月1日	8月1日	8月中旬	8月末まで
IV期	30年12月1日	10月1日	10月中旬	10月末まで
V期	31年2月1日	12月3日	12月中旬	12月末まで

※公募期間は通年

2 臨時期

(1) 通常期（定期）では間に合わない緊急事案について

次のいずれかに該当する場合は、通常期（定期）でない月に行う。

（具体的には、7月、9月、11月、1月、3月）

- ① 新規就農者等が農地の貸借を急いでいる場合
- ② 既に利用権の設定を受けている借受者のやむを得ない理由等により合意解約が発生した際に、次の通常期(定期)による再配分までには大幅に期間が空く場合
- ③ その他、通常期（定期）では間に合わない場合

(2) 臨時期の設定要請の受付は、通常期（定期）でない月の前月の25日までとする。

要請（参考様式参照）のあった市町村等の緊急事案のみ対応することとする。（運用を厳格に行う。）

◎計画的に事業の取組を進め、事業申請の基本は、通常期（定期）の活用を！